

求 職 活 動（ 起 業 準 備 ） 申 告 書

(宛先)飯能市長

令和 年 月 日

申告者住所 飯能市

申告者氏名

児童との続柄

私は、下記のとおり求職活動（起業準備）を行い、今後月64時間以上就労する予定のため、
保育が必要であることについて証拠書類を添えて申告します。

記

現 在 の 状 況		☐ 求職活動を行っている(具体的内容:)	
※右の状況を示す資料を必ず添付してください (ハローワークカードの写し、求人応募の記録、就労証明書等)。		☐ 起業準備を行っている(予定住所地:)	
		☐ 既に就労しているが、保育の利用を開始次第就労時間が増加する予定である	
活 動 等 の 頻 度		毎週_____日(毎月_____日)程度 ・ 1日_____時間程度	
求 職 の 場 合	予定する就労形態	☐ 常勤 ☐ パート ☐ 派遣 ☐ 契約 ☐ 内職 ☐ その他 ()	
	予定する仕事内容	☐ 事務 ☐ 営業 ☐ 接客 ☐ 飲食関係 ☐ 保育士 ☐ その他 ()	
	所持資格等	(年 月取得 ・ 取得予定)	
起 業 の 場 合	予定する事業形態	☐ 株式会社 ☐ 合同会社 ☐ 個人事業主 ☐ その他 ()	
	予定する業務内容		
就労開始(起業)予定日		令和 年 月 日	
通 勤 の 予 定		片道 分 ・ ☐ 電車 ☐ バス ☐ 車 ☐ 自転車 ☐ その他()	
就 労 予 定 時 間 (月64時間以上の就労)		平日 時 分 ~ 時 分 (各日 時間 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (各日 時間 分) 毎週 日(毎月 日)程度 ・ 1か月の就労予定時間 時間程度	
そ の 他 希 望			
前 職 に つ い て (該当がある場合のみ)		退職日 平成 年 月 日 令和	

上記のとおり、相違ありません。
また、児童が施設等の利用を開始したら、就労(起業)でき次第、「就労(予定)証明書」を提出します。
なお、利用開始後3か月以内に就労または起業しなかった場合には、退所の決定をされてもこれに同意し、異議申し立てをいたしません。

(以下は、申請書と同時提出の場合は記入不要)

利用(希望)施設		利用(希望)施設	
児 童 氏 名		児 童 氏 名	
児童生年月日	令和 年 月 日	児童生年月日	令和 年 月 日

【裏面に記入要領があります】

求 職 活 動 (起 業 準 備) 申 告 書

令和 8 年 12 月 10 日

記入例

記載欄はこの裏側です

申告者住所 飯能市 双柳 1-1-13

申告者氏名 飯能 育子

児童との続柄 母

私は、下記のとおり求職活動（起業準備）
保育が必要であることについて証拠書類を添

申請日時点で求職活動（起業準備）の実績がある場合は、詳細の記載に加えて資料（ハローワークカードの写しや求人に応じた際の控え、採否結果の通知、その他理由書など）を添付してください。

現 在 の 状 況		☒ 求職活動を行っている（具体的内容： 求人への応募、面接等 ） ☐ 起業準備を行っている（予定住所地： ） ☐ 既に就労しているが、保育の利用を開始次第就労時間が増加する予定である
※右の状況を示す資料を必ず添付してください (ハローワークカードの写し、求人応募の記録、就労証明書等)。		
活 動 等 の 頻 度		毎週 2 日（毎月 12 日）程度 ・ 1 日 5 時間程度
求 職 の 場 合	予定する就労形態	☐ 常勤 ☒ パート ☐ 派遣 ☐ 契約 ☐ 内職 ☐ その他（ ）
	予定する仕事内容	☐ 事務 ☐ 営業 ☐ 接客 ☐ 飲食関係 ☒ 保育士 ☐ その他（ ）
	所持資格等	（ ）
起 業 の 場 合	予定する事業形態	☐ 株式会社 ☐ 合同会社 ☐ 個人事業主
	予定する業務内容	
就労開始(起業)予定日		令和 9 年 5 月 1 日
通 勤 の 予 定		片道 15 分 ・ ☐ 電車 ☐ バス ☐ 車 ☒ 自転車 ☐ その他（ ）
就 労 予 定 時 間 (月64時間以上の就労)		平日 9 時 00 分 ～ 13 時 00 分 (各日 4 時間 分) 土曜 時 分 ～ 時 分 (各日 時間 分) 毎週 5 日（毎月 20 日）程度 ・ 1 か月の就労予定時間 80 時間程度
そ の 他 希 望		9 月 30 日に採用面接を受け、〇〇保育園（〇〇市〇〇××）での勤務が内定する見込みです。9 月 17 日にも別の会社を受けました。
前 職 に つ い て (該当がある場合のみ)		退職日 平成 8 年 10 月 31 日 令和

就労にあたり活かしたい資格などあれば記載してください。

なお、飯能市内の認可された保育施設への就労予定が生じた場合、待機児童解消につながることから、利用調整における加点事由となります（職種は問いません。）。

上記のとおり、相違ありません。

また、児童が施設等の利用を開始しましたら、就労(起業)でき次第、「就労(予定)証明書」を提出します。

なお、利用開始後3か月以内に就労または起業しなかった場合には、退所の決定をされてもこれに同意し、異議申し立てをいたしません。

必ずご確認ください。
求職活動中に保育の利用ができる期間は最長で3か月間です。

(以下は、申請書と同時提出の場合は記入不要)

利用(希望)施設	むーまこども園	利用(希望)施設	むーまこども園
児 童 氏 名	飯能 幼平	児 童 氏 名	飯能 保乃
児童生年月日	令和 5 年 9 月 16 日	児童生年月日	令和 7 年 12 月 1 日